

ホームページ運用ガイドライン

浜松市教育研究会

1 趣旨

このガイドラインは、浜松市教育研究会（以下、本研究会と略する）が、インターネットを活用して、本研究会に関する情報を提供するために制作するホームページの運用について必要な事項を定めるものとする。

2 運用管理者

本ホームページの適正な管理・運用を行うために、運用責任者を置くものとする。

- (1) 運用責任者とは、本研究会会長の職にあるものとする。
- (2) 運用責任者は、本ホームページの運用に関して、システム管理者、発信管理者に対して、指導・助言することができるものとする。

3 システム管理者

本サーバーを適正に維持・管理するためにシステム管理者を置くものとする。

- (1) システム管理者とは、浜松市教育研究会事務局事務主任の職にあるものとする
- (2) システム管理者は、所管するサーバー及びそのプログラム等の維持・管理を行わなければならない。
- (3) システム管理者は、そのシステムを適正に運用するため、安全対策等、必要な措置を講じなければならない。

4 発信管理者

本研究会ホームページの充実を図り、コンテンツを適正に管理・指導するため、発信管理者を置くものとする。

- (1) 発信管理者は、各研究部顧問校長の職にあるものとする。
- (2) 発信管理者は、本ホームページのコンテンツ作成等の業務を各研究部の部長に委嘱できるものとする。

5 容量

本研究会として2GBの容量を確保するものとする。

6 掲載内容

各研究部においては、次に掲げる内容を掲載することができる。

- (1) 研究部名（正式名称で記述：浜松市教育研究会〇〇研究部）
- (2) 研究テーマ
- (3) 活動計画
- (4) 部報
- (5) 活動報告
- (6) その他

7 掲載禁止内容

次に掲げる内容は掲載しない。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 商業的・営利的な内容
- (3) 個人・団体・組織に関するもので、その利益を害するおそれのある内容
- (4) 著作権・知的所有権・肖像権を侵害するような内容
- (5) 特定の政治活動や宗教活動・個人の信条等を支援・誹謗中傷するような内容

8 人権

ホームページ作成に当たっては、人権を尊重し、身体、性別、信条等の表現に当たっては、不適切な表現はしない。

9 著作権

本ホームページの著作権は、本研究会に属するものとする。

10 リンク

- (1) リンク先は、原則として公共機関のみとする。
- (2) 本ホームページから別のホームページにリンクする場合は、必ず相手の承諾を得てから行うものとする。

11 個人情報の取り扱い

- (1) 園児児童生徒の氏名については、フルネームでの表記はしない。
- (2) 園児児童生徒の写真については、個人が特定できないようにする。
- (3) 園児児童生徒の年齢、住所、電話番号、生年月日等プライバシーに関わる事項は、掲載しない。
- (4) 園児児童生徒の作品については、個人が特定できないようにする。
- (5) 園児児童生徒・教員の作品・報告書等を掲載したい場合は、制作者及び所属長の承諾を得ることとする。

12 更新手続き

- (1) 本ホームページの更新に当たっては、部員、ホームページ担当者、研究部長がこれを作成し、発信管理者及び運用責任者の承認を得た後、システム管理者がこれをアップロードするものとする。
- (2) ホームページの作成においては、各研究部長は、これを各研究部員に委嘱することができるものとする。
- (3) 制作者（部員、ホームページ担当者、研究部長）→顧問校長（承認・指導）→研究会長（承認）→アップロード担当（事務局）

13 セキュリティー

システム管理者は、本ホームページ及びサーバー内の情報が、部外者によって勝手に改ざんされたり、サーバー内の情報が漏洩したりしないように、ファイヤーウォールやウイルス対策等、必要な対策を施し、保守管理しなくてはならない。